

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費制度とは～

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
 同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

- 後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

■自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅰ※1	19万円
		区分Ⅱ※2	31万円
2割	一定以上所得者	56万円	
3割	現役並み所得者	【課税所得145万円以上】	67万円
		【課税所得380万円以上】	141万円
		【課税所得690万円以上】	212万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）または老齢福祉年金を受給している方
- ※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

申請される方は、住民課 戸籍保険グループまでお申し出ください。

～傷病手当金の支給について（支給対象期間などに変更があります）～

広報令和4年11月号でお知らせした、後期高齢者医療制度に加入している方が新型コロナウイルス感染症に感染（疑いを含む）した場合に受け取れる傷病手当金について、変更点がありますのでお知らせします。

■対象者

- 以下の条件をすべて満たす方
 - ・北海道後期高齢者医療制度被保険者である方
 - ・給与などの支払いを受けている方（賞与は除く）
 - ・業務災害以外の理由による感染症などのため労務に服することができず、受けることが可能であった給与などの全部または一部を受けないことができない方

■支給額の計算方法

$$\frac{\text{直近3カ月の給与収入合計額}}{\text{（就労日数} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数）}}$$

- ※支給対象日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の「就労を予定していた日」となります。
- ※1日当たりの支給額に上限があります。

■支給対象期間（変更有）

令和2年1月1日から令和5年3月31日の間

- ※支給対象期間の終了日は当初の令和2年12月31日から延長されています。
- ※支給対象期間は延長される場合があります。
- ※入院が継続される場合などは、支給を始めた日から通算して1年6ヵ月までが対象です。
- ※支給申請を受ける権利は労務に服することができない日ごとにその翌日から2年間です。

■申請方法（変更有）

- 申請には事業主の証明書が必要となります。また、入院した場合は医師の意見書が必要となります。
- 申請をする際は必ず事前にお住いの市町村へ連絡し、必要書類などを確認してください。

■問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 もしくは 住民課 戸籍保険グループ

★有料広告

何か困ったことはありませんか？

草刈り、雪かき、農作業、荷物運び
 買い物代行（ネット注文含む）
 パソコン、スマートフォンの使い方ご指導
 ペットの世話、片付け、掃除、お話相手など

《料金》※詳しくはお電話で
 一般作業：500円/特殊作業：1,000円(30分ごと)
 出張費（往復）：300円（5kmごと）



ホームページ

☎070-8595-7941

元地域おこし協力隊の松原です！！

(有)エスプロジェクト
 上ノ国町字上ノ国275-2

年金相談のご案内 (完全予約制)

- ★開設日時：2月21日(火)10時～12時・13時～15時
- ★予約締切：開設の4営業日前まで（土日祝日を除く）
- ★相談場所：江差町役場
- ★予約先：江差町役場 健康推進課 国保医療係 ☎0139-52-6725